⑸　工期　平成35年２月20日まで
⑹　使用する主要な資機材　生コンクリートＶ＝5,000㎥、鉄筋　500ｔ、ＰＨＣ杭（φ1,000㎜）60本、ＰＨＣ杭（φ800㎜）80本、ＰＨＣ杭（450m）50本。
⑺　本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ型（品質向上重視型））（入札時ＶＥ方式）の適用工事である。
　また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
⑼　本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）結果の公表及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。
⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工段階確認等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の１年間関東農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。
⑾　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
　営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
　労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
⑿　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、入札時ＶＥの提案範囲は対象としない。
⒀　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⒁　本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい場合は、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に変更することができる。
⒂　本工事は、土曜・日曜日に工事現場（現場事務所を含む。）を完全閉所して事務処理等を含めて一切の現場作業を行わない「土日完全休工」を促進するモデル工事であり、土日完全休工の実績に応じて工事成績評定において加点評価を行う工事である。
⒃　本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
⒄　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
⒅　本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの試行工事である。

２　競争参加資格
　次に掲げる条件を満たしている単体、若しくは条件を満たしている二者又は三者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、関東農政局長から特定建設工事共同企業体として資格認定を受けた者であること。
⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　関東農政局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち「土木一式工事」及び「建築一式工事」の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑵の再認定を受けた者を除く。
⑷　関東農政局における平成29・30年度一般競争参加資格の認定の際に、「土木一式工事」及び「建築一式工事」の客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が、1,250点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、客観点数が1,150点以上であること。また、上記２の⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。
⑸　施工実績
①　平成15年４月１日から平成30年３月31日まで（過去15年間）に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の土木工事及び建築工事の同種工事の施工実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者と構成員それぞれが次の同種工事の施工実績を有すること。経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。
②　同種工事とは、土木工事は「機場下部工」とし、建築工事は「鉄筋コンクリート造」とし、双方とも規模は問わないものとする。
　また、当該実績が各地方農政局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑹　下記①、②及び⑤に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、配置予定技術者の専任（専任要否を含む。）にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第１項、第２項及び同施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項の定めによるものとする。
　また、当該工事の建築工事の実施期間にあっては、当該期間に下記③から⑤に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
ア　１級建設機械施工技士の資格を有する者。
イ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。
ウ　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
②　平成15年４月１日から平成30年３月31日まで（過去15年間）に、コンクリート工の経験を有する者であり、かつ、実績工事の全実施期間に従事していた者であること。ただし、全実施期間に従事していなかった場合であっても、入札説明書に示す場合に限りこれを認める。なお、当該経験が各地方農政局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。